

ii 平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

平成 28 年国土交通省告示第 723 号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検(以下「定期検査等」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項(ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 防火扉 別表第一

二 防火シャッター 別表第二

三 耐火クロススクリーン 別表第三

四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備(以下「ドレンチャー等」という。) 別表第四

2前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 防火扉 別記第一号

二 防火シャッター 別記第二号

三 耐火クロススクリーン 別記第三号

四 ドレンチャー等 別記第四号

別表第一					
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(一)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
(二)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。
(五)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(六)			感知の状況	十六の項又は十七の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(七)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(八)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(九)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(十一)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	

(十二)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(十三)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(十四)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(十五)			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
十六		総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉(十七の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
十七	防火区画(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百十二条第九項の規定による区画に限る。)の形成の状況		当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

別表第二				
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(一)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(二)		駆動装置((二)の項から(四)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(三)		スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。

(四)		軸受け部の ブラケット、ベ アリング及び スプロケット 又はロープ車 の劣化及び 損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音 又は異常な振動があること。
(五)		ローラチェー ン又はワイヤ ロープの劣化 及び損傷の 状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があるこ と若しくは歯飛びしていること、又 はたるみ若しくは固着があること。
(六)	カーテン部	スラット及び 座板の劣化 等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確 認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷 若しくは著しい腐食があること又 はスラットに片流れ若しくは固着 があること。
(七)		吊り元の劣化 及び損傷並 びに固定の 状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食が あること又は固定ボルトの締め付 けが堅固でないこと。
(八)	ケース	劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(九)	まぐさ及びガ イドレール	劣化及び損 傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体 に変形、損傷若しくは著しい腐食 があること又は遮煙材に著しい損 傷若しくは脱落があること。
(十)	危害防止装 置	危害防止用 連動中継器 の配線の状 況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(十一)		危害防止装 置用予備電 源の劣化及 び損傷の状 況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食がある こと。
(十二)		危害防止装 置用予備電 源の容量の 状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目 視により確認する。	容量が不足していること。
(十三)		座板感知部 の劣化及び 損傷並びに 作動の状況	目視により確認するとともに、座板感 知部を作動させ、防火シャッターの降 下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食が あること又は防火シャッターの降 下が停止しないこと。

(十四)			作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状況	二十六の項又は二十七の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十七)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(十八)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十九)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(二十)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(二十一)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(二十二)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。
(二十三)		容量の状況		予備電源試験スイッチ等进行操作し、目	容量が不足していること。

十三)				視により確認する。	
(二十四)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十五)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十六)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況		煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(二十七の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替え た状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(二十七)		防火区画(令百十二条第九項の規定による区画に限る。)の形成の状況		当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第三

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(一)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。	
(二)	耐火クロススクリーン	駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(三)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(四)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。

			の状況		
(五)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(六)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(七)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(八)	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(九)	危害防止装置用予備電源の容量の状況		予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(十)	座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。	
(十一)	作動の状況		イ 巻取り式	耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。
		ロ バランス式			
		耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。		
(十二)	連動機	煙感知器、熱煙複合式	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二

	構	感知器 及び熱 感知器			(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十三)			感知の状況	二十二の項又は二十三の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十四)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十五)	結線接続の状況		目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	
(十六)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(十七)	予備電源への切り替えの状況		常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
(十八)	劣化及び損傷の状況		目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(十九)		連動機構用予備電源	容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(二十)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十一)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十二)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン(二十三の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

(二十三)		防火区画 (令百十二条第九項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。
-------	--	--------------------------------------	---	---

別表第四					
	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(一)	ドレン チャー ー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況 目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。	
(二)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況 目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。	
(三)		開閉弁	開閉弁の状況 目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(四)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。	排水が正常に行われないこと。
				ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	
(五)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況 目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。		

(六)		給水装置の 状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(七)		ポンプ制御 盤のスイッチ 類及び表示 灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(八)		結線接続の 状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(九)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(十)		ポンプ及び 電動機の状 況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(十一)	加圧送水装置	加圧送水装 置用予備電 源への切り 替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(十二)		加圧送水装 置用予備電 源の劣化及 び損傷の状 況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(十三)		加圧送水装 置用予備電 源の容量の 状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(十四)		圧力計、呼 水槽、起動 用圧カスイッ	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。

			チ等の付属装置の状況		
(十五)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(十六)			感知の状況	二十五の項又は二十六の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(十七)	連動機構	制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(十八)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(十九)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(二十)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(二十一)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。

(二十二)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(二十三)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(二十四)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(二十五)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(二十六の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。	
イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作用させて行う方法					
ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法					
(二十六)		防火区画(令第一百十二条第九項の規定による区	当該区画のうち一以上を対象として、二十五の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

		画に限る。)の形成の状況	による防火区画の形成の状況を確認する。	
--	--	--------------	---------------------	--

附 則(平成 28 年 5 月 8 日 国土交通省告示第 723 号)

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。